

新潟県

未来創造産業立地促進補助金 (製造業等立地支援型)

● 補助制度の目的

- 高い付加価値と魅力ある雇用の場を創出する企業立地を促進するため、県内拠点の新・増設等の費用の一部を補助します。

【補助金概要】

対象地域	県内全域
対象企業の要件	<p>県が本県への立地または拡張を働きかけている企業（GX戦略地域において脱炭素電力を活用するGX関連企業など）で、次の要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画(注)の承認を受けている又は受けることが見込まれること (注) 地域の特性を生かして付加価値・波及効果を生む事業に取り組む計画 ○事業開始から1年を経過した時点で新規常用雇用者等が5人以上となること ○事業開始から1年以内に事業開始前と比較して2億円以上付加価値額が増加する計画であること <p>※事業開始日は企業の任意で設定可能（稼働開始日でなくとも可） ※新規常用雇用者の定義は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険加入者であること（契約社員、パート等も可） ・県内に住民票があること（県外からの転入者含む） <p>※付加価値額 = 営業利益 + 給与総額 + 租税公課（いずれも本事業計画に係る部分）</p>
補助内容	<p>(1)事業拠点設置(基礎支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①-1：新設（=県内に工場等を初めて建てる場合） 投下償却資産額(建物含む)※の10% ①-2：増設（=県内に工場等が既にある場合） 投下償却資産額(建物除く)※の5% <p>※①-1、①-2いずれも5億円を超える場合に限る ※投下償却資産：機械、装置、特殊車両、運搬具等</p> <ul style="list-style-type: none"> ②生産設備の賃借料（1年間）の1/2 ③事業所、雇用確保に必要な施設（社員住宅等）賃借料の1/2（1年間） <p>(2)体制整備（上乘支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①人材確保等（採用活動、研修、転勤費用等）年間経費の1/2（1年間） ※新卒・U・Iターンを対象とした経費に限る ②新規雇用者（正規）等給与の1/2（1年間） ※手当、賞与等も含む ※新規雇用者（正規）：新規常用雇用者の定義に加え、雇用期間の定めが無いこと
上限	<p>(1)事業拠点設置（基礎支援）：①新設8億円 ②増設2億円 (2)体制整備（上乘支援）：1億円 ※上記の額の範囲内で、立地による雇用効果・税収等を勘案して決定します。</p>
摘要	<ul style="list-style-type: none"> ・着工の1ヶ月前までに申請が必要です。 ・適用にあたっては事前手続き・審査が必要になります。 ・補助金は原則5年間での分割交付となります。 ・補助金交付額は付加価値増加額目標の達成率等に応じて決定されます。

■ お問い合わせ：新潟県産業労働部産業立地課